

【博物館に相当する施設の指定基準】

1. 設置者

○法第 31 条第 1 項にいう者であること

○当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第 31 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと（施行規則第 24 条第 1 項第 1 号）

2. 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

○博物館の登録基準に準じる

3. 学芸員その他の職員の配置

○博物館の登録基準に準じる

4. 施設及び設備

○博物館の登録基準に準じる

5. 開館日数

○1 年を通じて 100 日以上開館すること（施行規則第 24 条第 1 項第 6 号）